

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日在休日は、その翌日)  
(たるときは、その翌日)

## 鳥取県告示第百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
- 保険医の登録
- 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 土地改良事業計画の適否の決定（三件）
- 消防設備士講習の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
伊藤 敏郎	鳥医第二、四三五号	昭和五十五年一月七日
池田 文昭	鳥医第二、四三六号	"
門原 典子	鳥医第二、四三七号	"
阪本 正明	鳥医第一、四三八号	"
新美 百合子	鳥医第一、四三九号	"
宮本 亨	鳥医第二、四四〇号	"

中山 英俊	鳥医第一、四四一號	池田 文昭	鳥国医第一、四三六號
青戸 雄司	鳥医第一、四四二號	門原 典子	鳥国医第一、四三七號
益 满 博	鳥医第一、四四三號	阪本 正明	鳥国医第一、四三八號
長谷 敬 博	鳥齒 第三八八號	新美 百合子	鳥国医第一、四三九號
野田 清 史	鳥医第一、四四四號	宮本 亨	鳥国医第一、四四〇號
柳野 和 雄	鳥医第二、四五五號	昭和五十五年一月九日	昭和五十五年一月八日

## 鳥取県告示第百十一號

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月二十九日

鳥取県知事 平林鴻三

伊藤 敏郎	鳥国医第一、四三五號	登録の記号及び番号	登録の年月日	長谷 敬 博	鳥國齒 第三八八號	益 满 博	鳥国医第一、四四三號	中山 英俊	鳥国医第一、四四二號	青戸 雄司	鳥国医第一、四四一號	門原 典子	鳥国医第一、四三六號
	昭和五十五年一月七日			野田 清 史	鳥国医第一、四四四號	昭和五十五年一月九日	昭和五十五年一月九日	柳野 和 雄	鳥国医第二、四五五號	昭和五十五年一月九日	昭和五十五年一月八日	阪本 正明	鳥国医第一、四三八號

## 鳥取県告示第百十一號

昭和五十四年十月十二日付で郡家町から申請のあつた土地改良（野町地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

二 縦覧に供する期間  
昭和五十五年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二

縦覧に供する期間

昭和五十五年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
郡家町役場

四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二

縦覧に供する期間

昭和五十五年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
郡家町役場

四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十三号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

鳥取県告示第百十四号

昭和五十四年八月三十一日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（奥山上地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
郡家町役場

四 異議の申出

(第三種郵便物認可) 昭和55年1月29日 火曜日 鳥取県公報

公告

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があつときは、総覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ねば。

昭和55年1月29日

鳥取県知事 平林鴻三

1 講習の実施区分

講習の区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
第一種	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第三種	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士

(1) 受講申請書の受付期間

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目（昭和49年消防庁告示第2号）第1に定める講習区分のうちの講習を受けた後6月以内に他の講習を受けようとする者	消防用設備等関係法令に関する事項
消防庁長官が指定する公共的団体が行う講習を受けた後6月以内に講習を受けようとする者	消防用設備等関係法令に関する事項及び防火に関する他法令等に関する事項

(2) 受講申請書の提出先

鳥取市田園町三丁目124番地  
社団法人鳥取県消防設備保守協会

昭和55年2月21日(木) 9時30分から17時まで  
昭和55年2月22日(金) 9時から13時まで

3 請看場

倉吉市山根・鳥取県福祉文化会館

## (3) 提出書類

## ア 受講申請書

受講しようとする者は、受講申請書を提出すること。この場合、第一種及び第三種の二種の講習を受講するときは、それぞれ受講申請書を提出すること。

イ 講習科目の一部の免除を希望する者は、当該免除を受ける講習の課程を修了した旨を証明する書類

ウ 写真（受講申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル正面上半身像のもの）

## (4) 受講手数料及びその納付方法

## ア 受講手数料 3,000円

イ アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 7 その他

(1) 受講当日には、受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 受講申請書は、鳥取県総務部消防防災課、社団法人鳥取県消防設備

保守協会又は各消防本部に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) その他不明の点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857-26-7063）又は社団法人鳥取県消防設備保守協会（電話0857-26-5165）に問い合わせること。